

流 廃 審 第 8 号  
平成 28 年 1 月 20 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市廃棄物対策審議会  
会長 篠 山 浩 文



流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）  
平成 26 年 2 月 7 日付け流リ第 203 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて審議した結果、次の意見を申し添えます。

現計画では「地球環境にやさしいまちづくり」を基本方針の一つとして、循環型社会の構築を目指してこられたところですが、平成 23 年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響等により、計画どおり進捗していない部分があります。

このことについては、やむを得ないものと思慮しますが、できるだけ早期に通常の収集及び処理体制を整え計画どおり進捗できるように、あらゆる努力をしていただきたく思います。

なお、流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たり、更なる計画推進のためにも広く市民に理解及び協力を得られるよう積極的な働きかけをお願いするとともに、特に以下のことを留意事項として指摘します。

- 1 流山市の人口は伸び続けており、今後ごみ発生量も増加していくことが予想されることから、ごみ減量・資源化の取り組みが求められている。ごみ減量・資源化の取り組みは市民の積極的な協力が不可欠であり、市民一人ひとりの「循環型社会づくり」への参加を促すためにも、市民の協力意欲を高めるインセンティブ（動機付け）について研究すること。

- 2 ごみの受入料金については計量機の性能から無料区分が存在しているため、受益者負担の公平性の観点から最低料金（基本料金等）を設定すること。
  - 3 容器包装プラスチック類の排出については、リサイクルできないプラスチック類（例：プラマークがないもの、汚れがひどいもの）が多く混在しているため、わかりやすい適正な排出方法を市民に周知すること。
  - 4 現在運転中の焼却施設については、これまでの検証を行うとともに、施設の延命化（基幹的整備）の検討について早期に着手すること。  
また、長期的なごみ発生量等の予測を立て、次期更新時期を見据えた計画を作成すること。
  - 5 生ごみについては、その資源化について研究を継続するとともに、これまで取り組んできた学校における生ごみ肥料化処理機の設置はごみ減量化ならびに食育の増進につながることから、その設置をさらに推進すること。
  - 6 剪定枝の資源化については、森のまちエコセンターにて「森のエコ堆肥」の製造やチップ化による「みどりのリサイクル」を実現してきたが、現在、剪定枝等に含まれる放射性物質の影響から資源化できない状況が続いている。状況の改善を図りながら、剪定枝の資源化について研究を継続すること。
  - 7 ごみ集積所回収方式は、「地域コミュニティの強化」「市民のごみ出し意識の向上」といったプラスの側面と、「ごみ出しのルール違反」「不法投棄」といったマイナスの側面がある。集積所の維持管理に苦慮している地域もあることから、改めて本来あるべき適正排出に向けて、市と市民が協働してごみ出しの仕組みを見直すこと。
- 以上、本審議会における意見が、流山市廃棄物行政の一助となることを願っております。